

愛知地方最低賃金審議会
第1回愛知県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和5年10月4日(水) 午前10時00分～午前11時10分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館2階 北大会議室

出席者

(公益代表委員) 小野木委員、長谷川委員

(労働者代表委員) 小松委員、船戸委員、松下委員

(使用者代表委員) 太箸委員

(事務局) 伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、名倉課長補佐、大口賃金指導官、橋本監督官、吉田賃金調査員、久保賃金調査員

議 題 (1) 部会長、部会長代理の選出について

(2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の運営について

(3) 令和5年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について

(4) その他

議 事

○大口賃金指導官

第1回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会開催に当たり、事務局より御案内いたします。本専門部会については、三者協議部分を公開することとしております。なお、本日は、報道機関からの取材の希望はありませんでしたことを御報告させていただきます。

それでは、定刻より少し早いですが、ただ今より、第1回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は第1回目の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきます。本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1からNo.11、労働者側より資料提出がありましたので、別途配付資料として配付をさせていただきます。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。また、専門部会委員任命辞令につきましては、机上配付にて交付とさせていただきます。御了承、御確認の程よろしく願いいたします。本日の専門部会は公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃることを併せて御報告をさせていただきます。

それでは、委員の御紹介をさせていただきます。お手元の資料 No.1として、今年度御審議

いただく委員の皆様の名簿を配付しております。こちらで委員の皆様のお名前を読み上げ、紹介とさせていただきます。

公益代表委員 小野木昌弘委員、長谷川ふき子委員、水野有香委員、労働者代表委員 小松昌亀委員、船戸亮佑委員、松下克裕委員、使用者代表委員 佐藤秀樹委員、竹内弘一委員、太箸俊一委員です。

事務局として、労働基準部長伊勢、賃金課長平井、主任賃金指導官高橋、賃金課長補佐名倉、賃金課橋本、賃金調査員吉田、賃金調査員久保、そして私、賃金指導官の大口が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は、水野有香委員が御欠席で、2名の委員が御出席、労働者代表委員は、3名の委員全員が御出席、使用者代表委員は、佐藤秀樹委員、竹内弘一委員が御欠席で、1名の委員が御出席となっております。

委員定数9名中6名が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

それでは、第1回輸送用機械器具製造業専門部会開催にあたりまして、労働基準部長の伊勢より御挨拶申し上げます。

○伊勢労働基準部長

労働基準部長の伊勢です。委員の皆様には日頃より、労働行政、特に賃金行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、この度、輸送用機械器具製造業専門部会の委員をお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

皆様方には、大変お忙しい中、これから令和5年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の金額改正につきまして、御審議いただくこととなります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大口賃金指導官

それでは議題に入ります。

議題(1)「部会長、部会長代理の選出について」です。部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する同法第24条第2項において、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」と規定されています。

愛知地方最低賃金審議会におきましては、従来から公益代表委員の互選により選出された候補者について、承認による「選挙」を実施することが慣例となっております。

今回もこの方法で進めさせていただきたいと存じますが、御承認いただけますでしょうか。

御賛成の方は、拍手で御承認をお願いいたします。

(拍手承認)

○大口賃金指導官

それでは、選出方法について御承認をいただきましたので、公益代表委員の互選結果を御報告いたします。本専門部会につきましては、部会長に、長谷川ふき子委員、部会長代理に、小野木昌弘委員が選出されたとの御報告を受けております。御承認いただけますでしょうか。御賛成の方は、拍手で御承認をお願いいたします。

(拍手承認)

○大口賃金指導官

よろしいでしょうか。御承認をいただきましたので、部会長、部会長代理の御席に名札を置かせていただきます。

(職名札設置)

○大口賃金指導官

それではここで、長谷川ふき子部会長から御挨拶をいただきます。長谷川部会長、よろしくをお願いいたします。

○長谷川部会長

おはようございます。労使双方の御意見を十分にお伺いして、納得のいく結論を出せるように進行に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○大口賃金指導官

以後の進行を長谷川部会長にお願いしたいと存じます。長谷川部会長よろしくお願いいたします。

○長谷川部会長

また改めまして、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日が第1回目の専門部会となりますが、全会一致での結審を目指して丁寧に審議してまいりますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

早速ですが、本日の議題(2)「愛知地方最低賃金審議会愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の運営について」に入ります。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

会議次第とともにお配りしました資料No.2、「専門部会運営規程（案）」をご覧いただきたいと思ひます。愛知県特定最低賃金専門部会は常設の部会ではありませんので、運営規程についても部会の設置の都度、御確認いただくことになっています。

運営規程（案）の第1条では、専門部会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程によると定めています。

第2条では、専門部会の委員数を定めています。

第3条は、専門部会の会議は、部会長が必要と認めたとき、又は3人以上の専門部会委員からの開催請求があったとき、部会長が招集すると定められています。ただ、第1回目の会議については、部会長が選出されておられませんので、労働局長が招集することとなります。

第4条第1項では、部会長が必要であると認めるときは、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をする事ができるテレビ会議システムを利用する方法によって、会議に出席することができるとし、第2項は、テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとしています。テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席にあたっては、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に基づき

- ① リモート出席の委員以外の第三者が審議内容を視聴できない環境下で出席いただくこと
- ② リモート出席時のPCに加え他の機器でも、審議内容の録音録画を行わないこと

この2点を留意事項とさせていただければと思ひます。

第5条第1項では、部会長が会議の議長となって議事の整理を行う旨を定め、第2項では、会議での発言は部会長の許可を受ける必要があること、第3項では、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができるとなっています。なお、専門部会の部会長代理の位置付けにつきましては、運営規程の文言として表記されておませんが、最低賃金法第25条第4項に「第23条第1項及び第4項並びに前条（第24条）の規定は、専門部会について準用する。」との準用規定がございます。読み替えますと、「部会長に事故があるときは、あらかじめ公益を代表する委員のうちから、委員が選挙した者が部会長の職務を代理する。」となります。「部会長代理」との名称での規定ではありませんが、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙」した者である「部会長代理」が職務を代理する法的根拠となります。運営規程単独では読み切れないのですが、最低賃金法の規定により案としてお示した運営規程にて部会長代理が専門部会の議事を問題なく整理できますことを改めて御説明申し上げます。

第6条では、会議は原則として公開するとされています。ただし、公開することにより個人

情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合については、部会長が会議を非公開にすることができるとされています。

第7条第1項では、会議の議事について、議事録を作成することとされています。第2項では、議事録及び会議の資料は、公開することにより支障がある場合には、議事録の一部又は全部を非公開とすることができるとされているほか、第3項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開するものとされています。

第8条では、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛知地方最低賃金審議会会長に報告することとされています。

第9条は専門部会の廃止に関する規定で、審議会の意見に関する異議の申出期間満了をもって専門部会は廃止となります。

第10条は専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は専門部会の議決に基づき、部会長が定める旨規定しています。

第11条は規定の改廃は審議会又は専門部会の議決に基づいて行う旨を定めています。

附則は施行期日に関する規定です。

○長谷川部会長

ただ今の事務局からの説明に対して、何か御質問等はございますでしょうか。

(質問等なし)

○長谷川部会長

御質問等ないようですので、この運営規程(案)について、労使双方の皆様にご承認いただけたものといたします。事務局は、この(案)をとって、附則の施行日を本日、令和5年10月4日とした正本の運営規程の配付をお願いしたいと思います。

(運営規程配付)

○長谷川部会長

それでは、お手元に届いております、この運営規程により部会を運営していくことといたしますので、よろしくお願いいたします。まず、この運営規程第5条第3項の参考人からの意見聴取でございます。本日までに参考人招致の希望は事務局には伝えられておりません。現時点において、参考人からの意見聴取の予定はしておりませんが、それでよろしいでしょうか。

労働者代表委員、いかがでしょうか。

○松下委員

問題ありません。

○長谷川部会長

続きまして、使用者代表委員いかがですか。

○太箸委員

お願いします。

○長谷川部会長

それでは、労働者側、使用者側いずれも、意見陳述はないとのことですので、次の議題にまいります。「(3) 令和5年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について」に移りたいと思います。

まず、資料について事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

本日お配りしました資料No.3以降について、説明を申し上げます。

4ページの資料No.3、「令和5年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」をご覧ください。本年6月27日に提出された特定最低賃金5業種の改正に係る申出を1枚に取りまとめたものです。全てが労働協約ケースとなっています。表の一番左の列「産業分類」をご覧くださいと思います。上から4段目の産業分類番号E31が本日の専門部会の業種である輸送用機械器具製造業となります。表を右の方へ見ていただきますと、①の申出ケースの項目から⑩受理年月日の項目までの内容を記載しています。⑪の「協約による最低額」の列がございしますが、労働協約による申出の特定最低賃金は、労働協約による最低額を上回ることができません。輸送用機械器具製造業については時間額として1,028円と記載をされています。今年度、輸送用機械器具製造業における特定最賃を御審議していただくにあたっては、これが上限の金額ということになります。なお、最低賃金法第16条の規定により、特定最低賃金は、「地域別最低賃金額を上回るものでなければならない」とされていますので、「改正の必要性あり」とされた特定最低賃金については、少なくとも地域別最低賃金額を上回らなければならないことも、申し添えさせていただきます。

次の5、6ページは、「2023年度 輸送用機械器具製造業最低賃金の改正申出組合」の一覧でございます。

次の7ページ資料No.4「令和5年度特定最低賃金の審議の流れ」は審議の流れをフローチャートで示したものです。紙面の中央に、「511回改正、新設の必要性の有無の答申(2業種必要性有)」との囲みをご覧ください。囲みの中に書かれた矢印の先に、「金額改正の諮問(2業種)」

と記載されており、右への矢印が「2業種専門部会設置」に繋がっています。そこから先に下向きの矢印が、破線で囲まれた網掛け部分「各部会での審議」に繋がっています。こちらは本年8月4日の本審で2業種について、金額改正の諮問がされましたので、本日を含め、該当2業種の専門部会の設置・開催に至っているところです。先ほど、ご覧いただいた資料No.3において、5業種の改正申出がされた旨を説明いたしましたが、うち3業種については特定最低賃金の金額改正の必要性有との結論には至りませんでしたので、本年度の金額改正を審議する特定最低賃金は、専門部会を設置しました2業種のみということになります。専門部会にて金額の調査審議の後、先ほどのグレーの網掛けの左への矢印で、本年10月16日開催予定の第513回審議会における部会報告の後、改正金額の答申をいただく予定となっています。答申後は、公示を行い、異議申出があれば、11月1日の異議審の開催を予定していますが、特定最低賃金の改正決定では、例年これまでのところ異議の申出は提出をされておられません。その後官報公示を行い、30日経過後の12月16日に発効を予定しています。

次の8ページ資料No.5は、輸送用機械器具製造業最低賃金適用早見表です。特定最低賃金の適用対象業種に対応する、日本標準産業分類を早見表にしています。

次の9ページ資料No.6は、最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和5年度版です。この表は、平成26年度から昨年度までの愛知県最低賃金と特定最低賃金9業種の引上げ額等の変遷です。灰色で網掛けしてあるのは、愛知県最低賃金を下回っていることを示しています。

次の10ページ資料No.7は、輸送用機械器具製造業最低賃金（時間額）の推移です。上段の表は、平成22年からの輸送用機械器具製造業最低賃金の推移で、3つのグラフは上から順に、時間額の推移、引上額の推移、引上率の推移となっています。

次の11ページ資料No.8は、令和5年度の最低賃金に関する基礎調査結果です。まず、11ページには、調査の概要として、調査目的、調査の範囲、調査方法等を記載しています。標本労働者数は17,810人、事業所数は、1,484事業所となっています。

次の資料No.8-1は、輸送用機械器具製造業に係る総括表として、規模別、地域別、年齢別の賃金分布を一覧表にしたものです。なお、調査結果について、労働者数による復元方法により復元を行った上で掲載しています。12ページの表の中に、現在の輸送用機械器具製造業の最低賃金997円の欄の上に青い線を引いてありますが、線のすぐ上が特定最低賃金を下回る996円以下の労働者数です。3,336人（9.7）と御確認いただけるかと思えます。カッコ内はパーセント表示であり、この調査における未満率となります。特定最低賃金997円は10月1日から地賃1,027円を下回っている状態ですが、基礎調査段階における数値・見方と御理解いただければと存じます。

次に、15ページ資料No.8-2は「愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金引き上げに伴う影響」です。この表は、資料No.8-1「総括表（1）」をもとに作成したものになります。一番上

の欄は現在の特定最低賃金の 997 円です。特定最低賃金プラス 50 円まで 1 円刻みで記載し、それぞれの階級の引上額、引上率、影響率、影響労働者数、対地方最低賃金比を一覧にしたものです。対地賃比は、本年 10 月 1 日発効の 1,027 円に対する比率としています。また、地賃 1,027 円、協約による最低額 1,028 円欄に色をつけて表記しております。

次の 17 ページ資料No.8 - 3 は、輸送用機械器具製造業における未満率・影響率の推移です。未満率は、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合で、先ほどの資料で説明させていただきましたとおり 997 円未満の労働者数の割合は 9.7%と説明をさせていただきましたが、この数値が令和 5 年度における未満率ということになります。未満率・影響率については表及びグラフで経年変化を示させていただいています。影響率は、最低賃金を改定した場合にその改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合です。令和 5 年度はこれから御審議をいただきます。

次の 18 ページ資料No.8 - 4 は輸送用機械器具製造業に係る特性値の推移です。表の下にはは時間当たりの平均賃金額、中位数、分位数の特性値等を示しています。中位数、分位数については脚注を記載しております。

次の 19 ページ資料No.9 は、全国の輸送用機械器具製造業関係の最低賃金改定状況を一覧表にしたものです。発効日をご覧くださいと各局で異なっていますが、日付が古いものの中には、その後改正されず地賃を下回っているものもあります。

次の 20 ページからの資料No.10 は、愛知労働局職業安定部職業安定課が 9 月 29 日付けで発表した令和 5 年 8 月分の雇用情勢です。「雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるが、一部に改善の動きが弱まっており、引き続き注意する必要がある」とされています。有効求人倍率は、1.36 倍で、対前月ではマイナス 0.01 ポイントとなっています。昨年同時期との比較については、次のページの上段に 1 年間の推移が折れ線グラフとして掲載をされています。有効求人倍率は、昨年 8 月が 1.40 倍ですので、今年 8 月はマイナス 0.04 ポイントということになります。新規求人倍率は 2.39 倍で、対前月はマイナス 0.01 ポイントとなっています。昨年 8 月は 2.60 倍でしたので、同月との比較では、マイナス 0.21 ポイントとなります。

22 ページになりますが、全国の本年 8 月の有効求人倍率は 1.29 倍で、愛知は 0.07 ポイント全国を上回っています。また全国の新規求人倍率は 2.33 倍で、愛知は 0.06 ポイント全国を上回っています。この資料には表 4 (25 ページ) ですが、「新規求人の主要産業別状況」が掲載されています。輸送用機械器具製造業は紙面中央付近、製造業の一番下の欄に示されています。8 月については全数で昨年同月比 3.4%増の 946 人となっています。

次の 32 ページ資料No.11 は、「最近の管内総合経済動向」です。これは中部経済産業局が発表したものです。こちらは中部経済産業局の管内、愛知・岐阜・三重・石川・富山 5 県の本年 6 月までの経済動向をまとめたものです。

33 ページの「最近の管内総合経済動向」には、「最近の管内の経済動向は、緩やかに持ち直している。」とされています。

34 ページには「判断の推移」が表として掲載をされており、左端の「主要業種の生産動向」の一番上の段に輸送用機械器具製造業記載がされており、2023 年 1 月は「横ばいとなっている」、2 月、3 月は「持ち直しの動きがみられる」、4 月以降は「緩やかに持ち直している」とされています。

38 ページには（1）として 2015 年を 100 とする輸送用機械の生産指数の推移を示すグラフが掲載をされています。

○長谷川部会長

ただ今の事務局からの資料の説明に対して、何か御質問等ございますでしょうか。

（ 質問等なし ）

○長谷川部会長

御質問等ないようですので、本年度の輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の調査審議について、労働者側、使用者側それぞれの基本的なお考えをまずお伺いしたいと思います。まず、労働者代表委員いかがでしょうか。

○松下委員

労働者側としては、折角三人揃っておりますので、それぞれ軽く一言ずつ主張させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○長谷川部会長

はい、十分審議を尽くしますということで申し上げましたとおりでございますから。

○小松委員

まあ、改めてになりますけれども、自動車産業は愛知県を代表する基幹産業でもありますし、日本を代表する基幹産業でもあります。また、日本の製造業を発展させてきたものでもありますし、雇用創出についても大きく貢献しているというふうに考えています。こうしたことから、私達自動車産業に関わる者としては、自動車産業が今後も魅力ある産業であり続けなければならないというふうに考えています。また一方で、直近では製造現場を中心に人手不足、人材不足が進んでいまして、どの大手、中小ともに人材確保には苦慮している状況であります。

今後も労働者人口は減少傾向が予想されていますので、こうしたことから人材確保がより厳しい状況が続くのではと考えています。こうしたことから、人材を確保する観点からも魅

力ある賃金というのは一つの目安になると思いますので、そういったことから魅力ある賃金を出さなければいけないということはあると思います。こうしたことから、輸送用機械器具の特定最賃は今後も必要であると考えています。

特に、説明の中で労働協約のケースの最低賃金を上回ることができないみたいな話もありましたけれども、そういうことも踏まえるならば、やはり企業内最賃も含めて大幅に引き上げていくという事は、労使で取り組んでいくべき共通の課題だと考えています。

○長谷川部会長

ありがとうございます。それでは、船戸委員をお願いします。

○船戸委員

私もいま小松委員からあったように、まず人材確保の観点で、自動車産業、輸送用機械器具として特定最低賃金というのは必要かなと考えています。また、自動車の大変革期とありますけれども、日々報道などで目にするように欧州だけでなく、アメリカのテスラですとか、中国のBYDだとか、EVのシフトというところは、かなり加速してしまっていて非常に競争力も高いという中で、果たして、この内燃機関、ハイブリッドでこれまで日本を支えてきた日本の自動車会社に対抗していけるかというところは、やはり人材がなくてはならないというところで人材の確保、こういう観点でも必要かなと思っています。

また、全国各地から自動車産業に目を向けていただくという意味でも、やはりその働きがい、やりがいだけでなくこの賃金というところでも魅力づけをしていくことが必要かなと思いますので、地域別賃金に対して優位性のある特定最低賃金というところを今後とも持ち続けていくために大切だと考えています。

○松下委員

続けて主張させていただきましても、自動車産業というのは非常に裾野が広くてかなり多くの企業が携わっていて、しかも奥が深いという構造になっております。その中で一つの部品が届かなくなることがあってはならないと思っていますので、その原因で両委員が言っていた人材不足というのが大きな要因となりますので、これらが起こらないように公正な競争が行われるように特賃がすごく必要だと思っています。このバリューチェーンの強みでもあり、欠点でもあるところを補うために、この特賃がすごく必要だと思っています。

資料をお配りしておりますが、前回使わせていただいた資料ですけれども、こちら改めてとなるのですが、最後の17ページ、18ページだけ少し説明させていただきたいなと思います。この雇用環境についてという事は、あらかた皆さんは報道とか、経営者の方は特に実感していると思いますけれども、最近の私達、全トヨタ労連のほうで労使懇をやっておりまして、直接企業側の方たちとお話をできております。特に顕著な人手不足というものが現れているところは、やはり製造業の現場という事で、先ほど求人倍率とかありましたけれども、

聞いた話によると 2,000 人の求人に対して 150 人しかないような、そんな状況が製造現場には起こっているという事もありますし、この背景には労働人口が愛知県から流出しているという背景もございます。こちらはこの自動車だけではないですけれども、金属産業全体で愛知県をもう少し盛り上げていかなければ、元のパイがなくなってしまうという状況にございますので、そのためにも愛知県における特定最賃は必要だと、その中でも基幹産業である自動車に特に必要だというふうに思っております。

もっと生々しいことかというと、派遣社員の方が、協力社員ですかね、直雇用ではない方がその工場に入ってお仕事をさせていただいているのですが、その方たちは自動車の特質ではありません。自動車の働いている特質よりも、その人達は高い、まあ市場ニーズによって生み出された値段で働いております。とすると同じ現場で、我々の正社員で働く新入社員の方よりも、派遣で働く方のほうが高いというような実態が起こっておりますので、これはもうその方たちは職場から離れてしまうような状態になりますので、これを防ぐためにも公正な競争が行われるためにも、特に若い世代においてはこの特定最低賃金が効いていると認識しておりますので、ここはどうしてもやっぱり我々輸送用機器の製造の現場にとっては大打撃になるところですので、是非設定させていただきたいという事があります。

最後に私どもの主張は、18 ページに書いてありますけれども、これは読み上げるのは大変ですけれども。

○長谷川部会長

どうぞ、言いたいところはおっしゃっていただいてよろしいです。

○松下委員

ありがとうございます。まあ、この 1 番目ですね、特に労働者側の主張、①のところになりますけれども、この金属産業は、特に自動車ですけれども付加価値、生産性では産業計を大きく上回っているにも関わらず、人件費に十分反映されていないというところと金属産業の付加価値に相応しい賃金水準に引き上げる必要があることから、今回でいえば地域ごとに業種の実態に応じて、メリハリのある特定最賃を設定することで、その産業の労働者の公正な賃金を追求したいと、まあ労働分配率をしっかりと見ていくことになります。②に関しては、産業の魅力を高め人材の確保と定着を図っていききたいという事で特定最賃の引き上げに取り組んでいくと、特に各企業労使が垣根を超えた、まあ自動車というのですが、横の連携で人材育成や取引価格の適正化などに取り組む、生産性の底上げを図りつつ特賃の引き上げに取り組むことは人材獲得の競争力の面で労使ともに、ここはメリットがあるというふうに、重々承知しております。

あと、③と④という事ですけれども、先ほどからありました日本のモノづくりの中心、ここ愛知においてその自動車の産業が集積する地でありますので、そこに相応しい賃金水準を確保していききたいという事は、たぶん労使の使命だと認識しておりますので、我々としても絶対に死守していききたい、それがたとえ今回プラス 1 円だろうと死守していくものだと思っ

ておりますので、是非金額の方はなるべく上限で設定していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○長谷川部会長

ありがとうございます。小松委員、船戸委員、松下委員それぞれからお話が、愛知の自動車産業の位置づけ、それから人材確保という観点からこの最賃についての重要性というところをそれぞれ具体的に、それぞれのお立場で主張をされたというふうにお伺いをいたします。

それでは、続きまして、使用者代表委員の方からよろしく願いいたします。

○太箸委員

本日は、両委員が他の業務で残念ながら欠席ということなのですが、両委員からいろいろな御意見を事前に賜っておりまして、それに基づきまして私、今日出席をさせていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

まずですね、県内の中小企業の置かれた経済動向等、お話をさせていただきますと御案内のとおり、長引くエネルギー、原材料価格の高騰というものが非常に打撃でありまして、加えて価格転嫁がなかなか進まないという状況もありまして、そして先ほどいろいろお話が出ております人手不足、人材不足というのも解消されないということで経営環境としては非常に厳しい状況にあるというふうに、声が寄せられております。

一方、中小企業においては人材確保をするためには賃金引上げを始めとする労働条件を改善していくという事が必要であるということの必要性は、経営者の中では共有しているところでございます。

先ほどお話がありましたとおり輸送用機械という事ですが、自動車、大手自動車メーカーに加えて鉄道だったり、航空機だったり、産業用機械の製造だったり、建設用のショベルカーとか、そういった産業機械の製造業という事で、こちら先ほどお話しいただいたように非常に産業構造的に裾野が広がっております。中でも、やはり中小、小規模、零細と言われる事業所がたくさん属しておる事でございます。先ほど申しあげましたとおり厳しい経営環境というのは裾野が広がれば広がるほどやはり厳しいというところでございます。賃金の三要素である支払能力という意味でも大変で、まだまだ、大企業中心に景気が上向いているという話も先ほど御報告いただきましたが、まだまだ、中小、小規模事業者にとっては厳しい状況の中で、やはり支払能力にも対応していかなければいけないという事になっております。

今回ですね、特定最低賃金を、輸送用機械器具製造業という事で、しっかり審議のほうを進めていきたいなというふうに思っております。

○長谷川部会長

ありがとうございます。中小企業の様々な裾野が広いというところの話、支払能力の点からという話をいただきました。人材不足にどう対応していくのかというところと賃金の引上

げについて考えてらっしゃるといふところにつきましては、労使双方、隔てはありますが、そこをどういふふうと考えていくかといふところをお伺いいたしました。今、それぞれの代表委員から、御欠席の方の御意見も含めましてお考えが示されましたが、双方お互いに御確認いただきたいこと、それから御質問等ありましたらお願いいたします。

○松下委員

よろしいでしょうか。

○長谷川部会長

はい、松下委員。

○松下委員

意見ではないのですが、支払能力というのがありましたけれども、今現在でも、先の未満率のところは気になっていたのですが、12 ページ、13 ページ、まあ今回、結論から言いますとそんなに高い額は設定できない状況にありますので、ここの赤いラインのところ丁度見ますと、17.4%、17.6%この辺りになると思います。これは地賃の話なので、結構特賃の話というのは、やっぱり地賃に対してどれだけ優位性を持つかという話になる上で、今の支払能力という話が必要になってくると思うので、なんですかね、今の、使用者側さんを責めているわけではないのですけれど、今回においてはこの支払能力というのは地賃に対するものの意見だと思うので、やっぱりちゃんと特賃を設けるような環境を作っていきたいというのが、一個上の話をしたいと、地賃の話ではなくてちゃんと特賃の話をしたときに、今のよう話をしたいなと思いますので是非、今回の支払能力については聞かなかったことにしたいと思います。特賃ですからね、失礼しました。

○長谷川部会長

使用者側は何か、よろしいですか。

○太箸委員

はい、そうですね、お話しいただいた内容はしっかり考えていきたいと、まあ一般的なお話を、経営状況という事でお伝えしていただいていると思っています。

○長谷川部会長

よろしいでしょうか。

○松下委員

答えが欲しいわけではありませんから。

○長谷川部会長

双方、意見交換する場でございますので、十分そこは。今、労働者側から質問という形でしたが、使用者側からはよろしいですか。

○太箸委員

特にありません。

○長谷川部会長

よろしいでしょうか、他にありませんでしょうか。

○小松委員

よろしいでしょうか。

○長谷川部会長

はい、小松委員どうぞ。

○小松委員

先ほど、経営状況の話もありましたけれども、やはり裾野が広いのと、あと価格転嫁をやはり、ちゃんと中小のところまで進めていかないと、利益が企業も上がらないと支払能力が出ないので、人材を確保しつつそこも今、取り組みはされていると思うのですけれども、価格転嫁の、それをもっともっと進むようにしないとまずいのかと思うので、そこは労使でしっかりと考えていくべきではないかと思えます。

私の感想になっているかもしれませんが、そういう感じで行けたらなあと思っていますのでよろしくをお願いします。

○太箸委員

そうですね。おっしゃっていただいたようにやはり価格転嫁というのは中小、小規模事業者にとって非常に大きな問題ですので、お話いただいたように労使ともに、国を始め、各施策を迅速に実行していただけるように、また両方働きかけていきたいなというふうには思っています。

○長谷川部会長

ありがとうございます、よろしいですか。他に何か双方、御意見、それから今のお話についての御質問等ありましたら。

○船戸委員

よろしいですか。

○長谷川部会長

はい、どうぞ。

○船戸委員

何かここで問いかけるわけではないのですが、概念的に、一般的に大事だなと思うところでコメントさせていただくのですが、まあ人材確保のための価格転嫁も勿論大事だと思いますし、それは労使で向き合っていかなければならないことに加えて、やはりもう一つ労使で向き合わなければいけないのは生産性向上のための取り組みかなというふうに思っています。それは組合側もしっかりと向き合わなければいけないと思いますし、会社のサポートも必要だと思います、それによって企業の持続的な発展が見込めるのではないかと思います。

またその企業間、取引間においても、その生産性が必要以上に搾取されることがないように適切な取引という観点が非常に大事なのかというふうに思いますので、特賃に今後議論をしていくに当たってそういった観点はしっかりと踏まえて労使、力を合わせてやっていくべきかなというふうに思っています。

○長谷川部会長

ありがとうございます、今の御意見に対して、使用者側いかがですか。

○太箸委員

そうですね。今、おっしゃられたのですが、中小企業、製造業にとっても生産性の向上とか利益率のアップというのは非常に大きな課題でありまして、国の方で、経済産業省中小企業庁の関係もですね、ものづくり補助金であったり、厚生労働者さんの方ですと、業務改善助成金であったりとか、様々な生産性向上のための助成金をいろいろメインとして御用意いただいていますので、企業としてもそういった支援策を積極的に活用して、まずはやっぱりおっしゃるように生産性向上というのは大事かなというふうに思っておりますので、こちらも労使合わせてですね、施策の有効活用、実現に向けて一緒に歩んでいければなというふうに思っております。

○長谷川部会長

ありがとうございます。この会議、今の表明の中で労使双方でというところで、向き合っていたところ、国とか施策との関係も出てまいりましたので、そういうところでこの会議に直接というところでは無いかも知れません。いろいろな課題、あるいは目指す点というところについては一定程度御協力をいただけるということですので、その点を確認できていろいろお話しいただいたことはよろしかったと思います。

他によろしいでしょうか。

○松下委員

すみません、よろしいでしょうか。

○長谷川部会長

はい、松下委員どうぞ。

○松下委員

冒頭にも説明がありましたけれども、愛知県の地賃は今年度が1,027円、我々どもが、労働協約による特賃の上限額、最低額が1,028円ということで、御説明にあったように規則的には、運営的にはこうなっていますよということがありましたけれども、改めて地域別最賃と特定最賃の特に、この上限額に関わるところの関係性をお聞きしてみたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○長谷川部会長

この点について、説明を求めるということですが、特に使用者側はよろしいでしょうか。

○太箸委員

はい、よろしくお聞きします。

○長谷川部会長

それでは、改めて地域別最低賃金とそれから特定最低賃金との関係性につきまして、双方から説明を求められたということですので、事務局より分かり易く御説明をお願いします。

○平井賃金課長

事務局より説明させていただきたいと存じます。

労働協約ケースにおける特定最低賃金の決定は、関係労使が合意した協約額を基礎として、これを上回る決定はできないこととされています。その理由ですが、協約額を超えて法定最低賃金を決定することは、関係労使が合意した協約を無効としてしまうからです。

特定最低賃金のうち、特に労働協約ケースについては、「同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている産業」について設定されているものであるため、決定される最低賃金額の水準も関係労使が合意した協約額が基礎となります。

この場合、複数の金額の異なる労働協約によって申し出がなされたときには、その中の最も低い協約の賃金額が共通の協約額となります。仮に、この額を超えて法定最低賃金を決定することは当該協約を無効にすることになり、このことは協約を締結した関係労使、少なくとも使用者側の意向に反するものと考えられます。

従って、関係労使が合意した共通の協約額、即ち最下限の協約額を超えて最低賃金額を決定することは制度の性格から認めがたいものであり、協約の最下限が金額審議における事実

上の上限となるものと考えるべきでございます。

以上のことから、本年度の輸送用機械器具製造業最低賃金額の上限は、資料No.3「令和5年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」から、労働協約の最低額である「1,028円」までとなります。そして、先ほども説明させていただきましたが、最低賃金法第16条の規定により、特定最低賃金は、「地域別最低賃金額を上回るものでなければならぬ」とされ、愛知県最低賃金額1,027円を上回らなければなりません。従って、労働協約による最低額と地域別最低賃金額の関係から、1,027円を超え、かつ、1,028円以下でなければならぬこととなります。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。労働者側の代表委員ですが、ただ今の事務局からの説明について、何か御質問等があればお願いします。

○松下委員

労働協約を大変重視されているというお気持ちが伝わってきましたので、そういうためにこのルールがあるということで理解しました。

○長谷川部会長

これについては理解をされたということですね。何か、それについて更にありましたら。

○松下委員

そうですね。今本当に、答弁いただいた内容を改めてこちら側から思うのですが、ここのメンバーで共有しないといけない、これを大切にすることだと、労働協約の申出ケースがあった場合は、今の考えがすごく重要だということを、この三者の、事務局合わせて四者の共通項としたいなと改めて思いました。

今回、説明いただいたとおり金額の審議はないということになりますけれども、例年振り返ると労使側は今、この今回添付されている資料No.3で申入れしているのですけれども、これをデータとして扱って申入れしているかということですが、違っていたら申し訳ないですけれども、使用者側は数社の経営者の声のみをここの場に持ってきて話しているという、どうも天秤が釣り合わないなと、こちらは今の、重みのあった労働協約ケースで話をして値段を出しているという中で、やっぱりそれなりのものがないと釣り合わない話し合いが、例年行われているのではないかというふうに思いますので、この設定金額を次年度以降ここまでくれば話し合うこととなりますので、この場合、労働協約で申入れされた場合、このデータを是として何かしら金額をここから導き出すことが重要なんじゃないかなというふうに思いますので、それは来年以降の課題だと思っておりますので、またそういった課題をこの三者で共有できればいいかなと思っております。余分な事までしゃべらせていただきました。すみません。

○長谷川部会長

そうしますと、来年度以降に向けての一つの意向、現時点で考えられている事を述べられたという事で、直ちにそれを、回答を求めるということではないとお聞きをすればよろしいですね。

○松下委員

はい。

○長谷川部会長

はい、わかりました。使用者側は何かございますでしょうか。

○太箸委員

はい。労働局様側の説明の方は特段、理解もさせていただきました。

今、労働者側委員がおっしゃられたとおり、この労働協約にこの金額という事で、あくまでも上限という事なのですけれども、来年以降の審議の中でも、労働協約になかなか反映できないような中小、小規模事業者の声だとか、今お話しありましたとおり、この場では私より、今回欠席されておりますけれども他の委員、お二人出ていらっしゃるのですが、それぞれの業界の役員でもあられますので、決して我々三人の個人的な意見ということでもありませんので、その辺りも来年、県内の中小企業を中心とした声を労働者側の皆さんと話し合いを進めて、させていただければなというふうに思っております。

○長谷川部会長

ありがとうございました。使用者側も来年度以降の現時点での意向だということをお聞きしたことで、またよろしく申し上げます。

そうしますと、さて、本年度に戻りまして、ただ今の事務局の御説明を労使双方御理解いただいたという事を考えますと、改正金額は「1,028 円」となりますが、労使双方、皆様御理解いただけましたでしょうか。

(労使了承)

○長谷川部会長

ありがとうございます。それでは皆様、御理解いただきまして合意ができたという事ですので、本年度の輸送用機械器具製造業最低賃金は、引上げ額 31 円、時間額 1,028 円とすることといたしますが、よろしいでしょうか。

御賛成の方は、拍手で御承認をお願いいたします。

(拍手承認)

○長谷川部会長

ありがとうございます。

労使双方の合意が得られたという事です。その他御異議等ございませんので、当専門部会においては、この内容のとおり結審することといたしまして、審議会への「報告書」の審議に入ります。

事務局は報告書（案）の用意を、お願いいたします。

(報告書（案）配付)

○長谷川部会長

はい、それでは皆様のお手元に届いていますので、報告書（案）の読み上げを事務局はお願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

それでは読み上げさせていただきます。

(案)

令和5年10月4日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳 良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 長谷川 ふき子

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

委員名の読み上げは省略させていただきます。

別紙

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (2) 建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,028円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月16日

○長谷川部会長

ただ今の報告書の（案）につきまして何か御質問等ございますか。

（ 質問等なし ）

○長谷川部会長

ありがとうございます、よろしいでしょうか。それでは、この（案）を削除し、本専門部会運営規程第8条の規定に基づきまして、10月16日開催予定であります本審にて愛知地方最低賃金審議会会長へ報告することといたします。

本日は初回ですが、専門部会で熱心に御審議をいただきまして、全会一致で結審となったことにつきまして、部会長として厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

次に、結審に当たりまして、労働基準部長から御挨拶がございます。

○伊勢労働基準部長

ただ今、愛知県の輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定につきまして、専門部会報告書を取りまとめていただき、誠にありがとうございます。

各委員の皆様方には業務ご多忙の中、真摯な御議論をいただきましたこと、また集中的に行っていただきましたこと、更には全会一致での結審となったことに心より感謝しております。本日は誠にありがとうございました。

○長谷川部会長

それでは続きまして、議題（4）「その他」です。各委員の皆様から何かございますか、特によろしいでしょうか。

（ 特になし ）

○長谷川部会長

事務局から連絡事項等あればお願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

特にございません。

○長谷川部会長

それでは、本日の審議はこれで終了いたします。実質的な議論ができたと思っております。

御協力ありがとうございます。どうもありがとうございました。

(令和5年10月4日) 愛知地方最低賃金審議会

第1回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録